

つくし会通信

発行：とみま務行政総合オフィス  第9号 2017年4月
住所：〒006-0851 札幌市手稲区星置1条1丁目9番8号
文責：特定行政書士 宅地建物取引士 社会保険労務士 富舂 和夫
TEL：011-215-6972 FAX：011-215-6973 E-mail：k-tmms@f7.dion.ne.jp

発行者変更のお知らせ

「つくし会通信」は、これまで一般社団法人高齢期サポートつくし会が発行してきましたが、今後、とみま務行政総合オフィス（代表 特定行政書士・宅地建物取引士・社会保険労務士 富舂和夫）が引継いで発行して参ります。高齢者、障がい者を支援する編集方針に変更はありません。ささやかな紙面ですが、こうした方々に対応されている皆様の業務のちょっとしたヒントや息抜きになれば幸いです。

後悔しない終の棲家探し・・・退去条件はしっかり確認を

2025年、団塊世代は全員後期高齢者の仲間入りをし、高齢者人口（65歳以上）は30%超に達します。そして、2030年には介護リスクが高まる75歳以上の高齢者が20%近くになり、表現は適切でないかも知れませんが、大量死時代が到来すると言ってもいいでしょう。この時、私たちはどこで最期を迎えることになるのでしょうか。



一般的には、病院や介護施設で死を迎えるイメージをお持ちの皆様が多いのではないかと思います。国の資料（国立社会保障・人口問題研究所 2006年度版）によると、2030年、年間死者約165万人が死亡する場所の内訳は、病院での死者は現在と変わらず約89万人、介護施設での死者は現在の2倍で約9万人、自宅での死者は現在の1.5倍で20万人、残りの死者は「その他」の場所で約47万人となっています。

この資料から、国では、今後増加する死者の最期の場所については、病院や自宅でなく「その他」を想定していることが分かります。「その他」の場所とは、具体的にはいわゆる「サ高住」であり、各種の「有料老人ホーム」あるいは「軽費老人ホーム」です。

こうした住宅や施設への住み替え理由は人により様々と思いますが、再度の住み替えを念頭にというよりは、安心出来る終の棲家として、とお考えの皆様が多いのではないのでしょうか。

この点、私事ですが、最近、介護関係の知人との雑談で、高齢者の住み替えに関連する二つの会話を経験しました。その一つ、「ここでは、看取りはやっていません。そういう状況になったら退去してもらおうことになります（グループホーム管理者）」というお話し。もう一つは、「ここでは、自立した生活が困難な状況になった時は、他の施設等に移って頂きます。（ケアハウス施設長）」というお話し。



一度入居したら最期の時までそこで居住出来るのかということ、必ずしもそうではないのです。私は、特段の疑問もなく、住宅や施設の形態に関わらずそこに住み続けることが出来るものと思っていたので、不勉強を自覚した次第ですが、丁度いい機会と思い調べてみると、高齢者住宅の制度はかなりの複雑で、サクサクと理解できる内容ではなかったです。

その理由として、高齢者向けの住宅、施設は種類が多く、また、提供するサービスの種類、費用なども様々であることなどを挙げる事が出来ると思いますが、分かりづらいと文句をいっても始まらないので、まずは、自分の頭の整理も兼ねて、高齢者の終の棲家選びの足しにと、冊子やネット資料などを参考に整理してみたのが次の表です。

施設・住宅の種類		自立	要支援	←	→	要介護
軽費老人ホーム	A型	→		→		→
	B型	→		→		→
	ケアハウス	→		→		→
有料老人ホーム	介護付き	→	→	→		→
	住宅型	→		→		→
	健康型	→		→		→
サービス付高齢者住宅		→		→		→

おちとよこ著「終の住まいを選ぶなら」(日本評論社)を基に整理しました。

(注1) お元気な高齢者が終の棲家を探されることを念頭に、上記住宅、施設に絞って整理しました。

(注2) ①入居可能 ⇔ ②施設によっては入居可能 → ③退去・介護付き施設や介護居室への住み替え →

(注3) 上記②は介護保険法上の「特定施設入居者生活介護」の指定施設であることを前提に整理しました。

まだ分かり易い表にはなっていないと思いますが、改良・改善は次回までの宿題ということでご容赦を。以下に、終の棲家選びでこれだけは言っておきたいという、3点を付け加えます。

- 上記いずれの住宅、施設であっても、「自宅」のように無条件で最期まで居住できるという保証はないので、契約に当たっては「退去条件」をしっかりと確認することが必要です。
- 介護度が高くなった時に出来るだけ長く居住できるためには、上記注3の特定施設指定を受けた住宅、施設などのように、より医療、介護サービスの充実した住宅、施設であることが必要です。
- 終の棲家を決めるに当たっては、時間はかかっても出来るだけ多くの箇所に出向いて、納得する説明に出会うことが必要です。また、看取りを希望する場合は、予め対応の有無を確認し、その内容について説明を受け、理解しておくことが必要です。



とみまさ務行政総合オフィスの富舛和夫です。当オフィスでは、相続・遺言・不動産の相談を承っております。どうぞご遠慮なくご相談ください。相談料は回数に関わらず、すべて無料です。

相続・遺言・不動産の相談申込み FAX 用紙

FAX 番号：011-215-6973

氏名	住所		〒.....-.....
電話	E-mail :		
相談項目	1 相続	2 遺言	3 土地 4 家屋 (関係項目に○印を付けて下さい)
* 通信欄 (連絡時間帯のご希望、確認事項のお問合せ等にご利用ください。)			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div>			
* ご相談の申込みは電話、E-mail にても承っております。			
* 【個人情報保護について】お預かりした個人情報は、ご相談申込者様との相談対応以外の目的で使用することはありません。			

【お願い】つくし会通信の送付を希望されない場合は、恐縮ですが TEL、FAX、E-mail のいずれの方法でも結構ですのでご連絡ください。